

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年3月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000052号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月1日から同年12月1日まで

請求期間については、A社の代表取締役として勤務し、毎月100万円ぐらいの報酬を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成9年4月1日に訂正されている。代表取締役であったが、訂正の届出には関与していなかったため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者を含む3名について、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成9年11月9日)より後の平成9年11月14日付けで、平成9年11月9日から同年4月1日に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、A社は平成9年11月9日に適用事業所に該当しなくなっていることから、請求期間のうち、同日以降は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、請求者が保管する平成9年1月から同年8月までの給与賞与明細書によると、請求者に120万円の報酬が支給され、当該報酬から標準報酬月額59万円(上限)に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるものの、請求者が保管する平成9年分給与所得の源泉徴収票によると、支払金額と社会保険料等の金額のそれぞれは、前述の給与賞与明細書で確認できる報酬月額と社会保険料の3か月分であることが確認でき、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同年4月1日になっていることから、当該支払金額と社会保険料等の金額のそれぞれは、同年1月、同年2月及び同年3月の合計であると推認でき、請求期間に係る報酬の支給及び社会保険料の控除はなかったと判断せざるを得ない。

さらに、企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）によると、A社が加入していたB厚生年金基金における請求者の加入員資格喪失年月日は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と一致しているところ、オンライン記録によると、請求者は請求期間について国民年金に加入し、同保険料を平成11年4月及び同年5月に遡って納付していることが確認できる上、全国健康保険協会C支部から提供された基本記録照会画面によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合する平成9年4月1日に、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、請求者が保管する平成9年10月分のA社に係る納入告知書納付書・領収証書において確認できる厚生年金保険料の金額は、オンライン記録により平成9年10月に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の標準報酬月額に基づき計算した厚生年金保険料の合計額から、前述の遡及訂正が行われた3名の同年4月から同年9月までの期間の厚生年金保険料の合計額を除いた額に、厚生年金保険に係る特別保険料（平成9年8月13日支給の賞与分）を加えた額と一致している。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者は、「社会保険や経理の事務は、前任の代表取締役及びその妻（2名とも既に死亡）が行っていたので、私は厚生年金保険被保険者資格喪失日が遡って訂正処理されたことについては関与していなかった。」旨主張しているが、代表取締役であった請求者が、前述の遡及訂正処理について同意していなかったとは考え難い。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。